

事 務 連 絡

令和2年4月27日

各都道府県生活福祉資金貸付制度担当課(室) 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

令和2年の大型連休期間中における個人向け緊急小口資金等の
特例措置に係る業務の継続実施に関する協力要請について

個人向け緊急小口資金等の特例措置については、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日社援発 0311 第8号）に基づいて、3月25日より全国の市区町村社会福祉協議会において貸付申請の受付を開始したところ です。

受付開始以降、申請件数が増加している中、受付窓口が混雑し、貸付申請までに一定の時間を要している市区町村社会福祉協議会もあることから、「緊急小口資金の特例貸付の業務の一部を労働金庫への委託について」（令和2年4月22日付事務連絡）により、4月30日から全国の労働金庫に業務委託をし、申請の受付業務等を開始することとしています。

こうした状況下において、貸付希望者のニーズにより的確に答えるためには、5月2日から5月6日までの大型連休中（以下「連休期間中」という。）においても、貸付決定及び送金事務手続きに係る業務（以下「貸付決定等の業務」という。）及び貸付申請の受付業務への対応を行うことが必要です。

そのため、貴都道府県におかれましては、管内における申請から決定・送金までの事務処理の現状（人員体制も含む。）を把握の上、下記について、業務継続に必要な体制を確保し、実施していただくことを要請します。

なお、各都道府県におかれましては、連休期間中における緊急小口資金等の特例貸付に関する住民から問合せ等に対応可能な連絡先（受付窓口の開店の有無、表記する電話番号で対応、その他の手法で対応など）について、貴都道府県社会福祉協議会のホームページ及び都道府県ホームページへ掲示し、掲示したホームページのアドレスを4月30日（木）10:00までに、当室まで登録願います。

記

1 貸付申請の受付業務等の継続

貸付申請の受付窓口における連休期間中の対応については、

- 郵送による貸付申請の原則化等により申請数の増加が見込まれること
- 郵送による貸付申請に加え、必要な方に迅速な貸し付けを行う観点から受付窓口での対応も必要があること

等を踏まえ、特に、市区町村社会福祉協議会においては、連休期間中の窓口の開設又は郵送により提出された貸付申請書の処理への対応を実施すること。

※ 大型連休中の日本郵便における普通郵便については、4月29日、5月3日～6日は配達が行われないため注意願います。

2 貸付決定等の業務の迅速処理

貸付決定等の業務を担う都道府県社会福祉協議会における連休期間中の対応については、貸付申請が増加している現状や連休期間中においても郵送による申請が行われることを踏まえ、資金交付の迅速化を図るため、

- 連休明けの金融機関の業務開始に間に合うよう送金事務手続きの準備を完了している必要があること
- 同一者や同一世帯における重複貸付を防止するための「生活福祉資金業務システム」への入力処理を実施し、貸付決定等の業務の遅延が生じない対応を取ることが必要であること

等を踏まえ、連休前及び連休中に申請される貸付申請への事務処理に万全を期すこと。

以上

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
担当：高野、角谷
TEL：03-5253-1111（内線：2231）
FAX：03-3592-1459
MAIL：shikin@mhlw.go.jp